

議案第 3 1 号

大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部
改正について

大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 6 年 6 月 4 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、農業集落家庭排水処理施設使用料の算定について、疑義が生じないようにするため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成２年大口町
条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分	基本使用料		超過使用料	
	排出量	使用料	排出量	使用料 (１立方メートルにつき)

」を

「

区分	基本額		超過額	
	排出量	金額	排出量	金額 (１立方メートルにつき)

」に、

「

その他 の場合	基本使用料		加算使用料	
	世帯員数２人まで	９５２円	１人増すごとに	４２８円
水道水 その他の の併用 の場合	使用料			
	使用者の使用の態様を勘案して、町長が定める。			

」を

「

その他 の場合	基本額		加算額	
	世帯員数２人まで	９５２円	１人増すごとに	４２８円
水道水 その他の の併用 の場合	金額			
	使用者の使用の態様を勘案して、町長が定める。			

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新				
別表（第 9 条関係）				
単位（1 使用月）				
<u>区分</u>	<u>基本額</u>		<u>超過額</u>	
	<u>排出量</u>	<u>金額</u>	<u>排出量</u>	<u>金額</u> (1 立方メートルにつき)
略	略	略	略	略
<u>その他 の場合</u>	<u>基本額</u>		<u>加算額</u>	
	<u>世帯員数 2 人ま で</u>	<u>9 5 2 円</u>	<u>1 人増すごとに</u>	<u>4 2 8 円</u>
<u>水道水そ 他の併 用の場合</u>	<u>金額</u>			
	<u>使用者の使用の態様を勘案して、町長が定める。</u>			

旧				
別表（第 9 条関係）				
単位（1 使用月）				
<u>区分</u>	<u>基本使用料</u>		<u>超過使用料</u>	
	<u>排出量</u>	<u>使用料</u>	<u>排出量</u>	<u>使用料</u> (1 立方メートルにつき)
略	略	略	略	略
<u>その他 の場合</u>	<u>基本使用料</u>		<u>加算使用料</u>	
	<u>世帯員数 2 人ま で</u>	<u>9 5 2 円</u>	<u>1 人増すごとに</u>	<u>4 2 8 円</u>
<u>水道水そ 他の併 用の場合</u>	<u>使用料</u>			
	<u>使用者の使用の態様を勘案して、町長が定める。</u>			